

平成 28 年 9 月 9 日

株主および登録株式質権者 各位

三重県津市高茶屋七丁目 1 番 1 号
井村屋グループ株式会社
代表取締役社長 大西 安樹

株式併合に関する公告

当社は、平成 28 年 6 月 21 日開催の第 79 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）の決議に基づき、平成 28 年 10 月 1 日をもって株式併合および単元株式数の変更を行いますので、会社法第 181 条の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

記

株式併合の割合	当社普通株式について 2 株を 1 株に併合する
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日
効力発生日における発行可能株式総数	50,000,000 株

以上

（ご参考）

1. 当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、本株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議し、併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の変更を行うことを決議いたしました。
このたび、本株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されましたので、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって、単元株式数の変更および定款の変更も実施いたします。
2. これに伴い、平成 28 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。
3. なお、株主の皆さまにおかれましては、一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。